平成２８年（フ）第１０１号
千葉県柏市逆井１丁目11番21号　リ・ファインパレスＢ一103号
債務者　林　千賀子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１２３号
千葉県流山市大字中野久木485番地の９
債務者　奥山　正師
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３４号
兵庫県宝塚市高司２丁目11番18号103号
債務者　木本　武美
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
兵庫県宝塚市伊子志１丁目６番37―202号
債務者　佐藤　雅寛
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
兵庫県西宮市大社町３番20―102号
債務者　野田　弘樹
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９１８号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地66棟105号、従前の住所神戸市北区君影町２丁目１番47―201号
債務者　大場　康弘
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０７号
東京都葛飾区柴又４丁目11番６号　ＡＳＡＨＩビル401、申立時の住所神戸市灘区城の下通３丁目４番５号ルミエール青谷105号
債務者　菅野　美穂
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３７号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番413―104号、従前の住所兵庫県明石市魚住町西岡2227番地の８
債務者　中野光太郎
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６８号
神戸市垂水区西舞子４丁目１番14号松本第一ハイツ303号
債務者　鈴木　隆志
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９２号
神戸市中央区中山手通４丁目２番３号　新安第２マンション201、従前の住所神戸市兵庫区会下山町２丁目９番８号
債務者　石倉建築設計工房こと石倉デザイン事務所こと　石倉　伸吾
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９９号
神戸市兵庫区荒田町３丁目34番11号、従前の住所神戸市中央区相生町４丁目４番４―201号
債務者　横山　由紀
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０２号
神戸市北区有野台６丁目20番地　Ｂ14棟506号、従前の住所神戸市北区有野台６丁目21番Ｂ33棟402号
債務者　吉川　愛子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３１号
名古屋市西区名西１丁目17番20号　レジデンスアンドウ402号
債務者　鈴木　和彦
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０３号
名古屋市西区平中町86番地
債務者　間宮　　修
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３００号
愛知県長久手市喜婦嶽1408番地　ヴィラカスミⅡ107号
債務者　ａｉａｒｔ　ｅｓｓｅｎｃｅこと　神田みゆき
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部